

令和元年5月定例教育委員会会議録

日 時	令和元年5月17日(金) 午後1時30分～午後3時40分
場 所	秦野市役所教育庁舎3階大会議室
出席委員	教育長 内田 賢司 教育長職務代理者 飯田 文宏 委員 高橋 照江 委員 片山 恵一 委員 牛田 洋史
欠席委員	なし
委員以外の出席者	教育部長 佐藤 直樹 教育指導課長兼 文化スポーツ部長 佐藤 正男 教育研究所長 近藤 順子 教育部参事兼教職員課長 福島 正敏 生涯学習課課長代理 石原 豪 教育総務課長 守屋 紀子 図書館長 田中 和也 学校教育課長 久保田 貴 教育総務課課長代理 吉田 浩成 中学校給食担当課長 上條 秀香 教育総務課主事補 岩田 浩貴
傍聴者	1名
会議次第	<p style="text-align: center;">5 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議</p> <p style="text-align: center;">日 時 令和元年5月17日(金) 午後1時30分</p> <p style="text-align: center;">場 所 秦野市役所教育庁舎3階大会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 会議録の承認 3 教育長報告及び提案 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和元年6月の開催行事等について (2) 臨時代理の報告について <ol style="list-style-type: none"> ア 報告第21号 市立小中学校教職員の人事上の措置について (3) 子ども等に関する事案について (4) 平成30年度一般財団法人秦野市学校保全公社の経営状況について (5) 園児、児童、生徒及び学級数について (6) 平成30年度幼稚園型一時預かり事業について (7) 上小学校特認校制の取組について (8) 第1回いじめを考える児童生徒委員会について (9) 令和元年度教科書展示会について (10) 令和元年度教育研究所研究部会について

	<p>(11) 第1回ミュージアムさくら塾「丹沢と修験」について</p> <p>(12) 国登録文化財について</p> <p>4 議案</p> <p>(1) 議案第7号 秦野市学校給食施設整備・運営事業実施方針について</p> <p>(2) 第2回市議会定例会提出議案について</p> <p>ア 議案第8号 令和元年度一般会計（教育費）予算の補正について</p> <p>イ 議案第9号 工事請負契約の締結について</p> <p>(3) 議案第10号 令和2年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針について</p> <p>(4) 議案第11号 秦野市社会教育委員の委嘱について</p> <p>(5) 議案第12号 秦野市立図書館システム選定に係る企画提案型事業審査会規則の制定について</p> <p>(6) 議案第13号 秦野市立図書館システム選定に係る企画提案型事業審査会委員の委嘱及び任命について</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 令和元年度教育委員会教育行政点検・評価について</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 要請書について</p> <p>(2) 令和元年度放課後学習支援業務委託について</p> <p>(3) チャレンジデーについて</p> <p>7 閉会</p>
会議資料	別紙のとおり

内田教育長

ただいまから、5月定例教育委員会会議を開催いたします。
 お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。
 まず、「会議録の承認」についてですが、御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。
 なお、非公開案件については、御意見、御質問がある場合は、会議終了後、事務局に申し出をしていただきたいと思います。

内田教育長

—異議なし—
 それでは、会議録を承認します。
 次に、非公開案件の取扱いについてですが、3の「教育長報告及び提案」の(2)「臨時代理の報告について」のア「報告第21号 市立小中学校教職員の人事上の措置について」は人事に関する案件のため、(3)「子ども等に関する事案について」は、個人情報が含まれているため、また、(12)「国登録文化財について」は非公開情報が含まれているため、会議を非公開として

内田教育長

教育部長

よろしいでしょうか。

—異議なし—

それでは、3の(2)のア、(3)及び(12)は非公開といたします。

それでは、次第3の「教育長報告及び提案」についてお願いします。

私からは(1)「令和元年6月の開催行事等」につきまして説明をさせていただきます。

資料No. 1を御覧ください。

まず、6月2日、今年度の秦野市PTA連絡協議会会員研修会ということで、本町公民館で研修会を実施いたします。

次に、6月3日から21日まで、令和元年度秦野市議会第2回定例会でございます。本日提出しました議案の中には、この議会の提出議案の補正予算等について審議等いただくことになってございますので、よろしく願いいたします。

6月6日、防災訓練、今回も例年に倣いまして保護者の引き取り訓練を行います。

6月8日土曜日、「春の風」朗読会が図書館視聴覚室で開催されます。

6月9日、第2回いじめを考える児童生徒委員会がございます。こちらは、先日行われた第1回の報告を後ほど担当課から説明させていただきます。

6月11日、25日、ブックスタート事業の実施、例月のものがございます。

6月14日から7月3日金曜日までになりますが、教科書の展示会ということで、こちらも後ほど担当課から説明させていただきます。

6月18日、第2回新採用教員研修ということで、8月に予定しています宿泊研修の活動の内容ですとか、自分たちで作り上げる研修という形を本市はとっておりますので、その計画等についての研修を実施いたします。

6月20日、第1回社会教育委員会議を教育庁舎で行います。

6月22日土曜日、第1回ミュージアムさくら塾でございます。こちらも後ほど担当課から説明があります。

続きまして、6月25日、しぶさわこども園、6月27日、渋沢中学校、園・学校訪問ということで、ぜひお時間の都合がつけば参加をいただければと思っております。

6月28日、6月の定例教育委員会会議でございます。

教育総務課長

続きまして、6月29日、これは、昨年は7月だったのですが、16ミリの映写機操作技術認定講習会ということで、映写機、映画フィルム等を取り扱う講習会を図書館の視聴覚室で行います。

6月30日、地婦連ということで、地域婦人団体連合会のふれあいの集いということになります。スポーツ競技を通じての交流ということで、昨年度と同じ末広小学校の体育館で行います。

私からは以上で、この後は、それぞれの課長から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

私からは、(4)と(5)についての説明をいたします。

まず、「平成30年度一般財団法人秦野市学校保全公社の経営状況について」ということで、資料No. 3を御覧ください。

まず、1ページをおめくりいただきまして、目次になります。平成31年度の事業計画書・予算書、そして、平成30年度の事業報告書、続きまして平成30年度の決算報告書という構成になっております。

次に、3ページをおめくりください。まず、平成31年度の秦野市学校保全公社の事業計画書になります。

2番の事業計画です。2点ございまして、1つ目は教育環境の向上に向けた調査研究に関すること、そして、2つ目としまして、過去に実施してきました学校の改修工事に伴う償還事業が、本年度の事業計画となっております。償還事業については、4ページを御覧ください。合計欄に載っておりますが、平成21年度から24年度までの改修事業に伴う償還ということで、合計で1億3,329万9,000円を今年度返済していくという形になります。内訳としまして、元金が1億3,128万5,000円、利息が201万4,000円となっております。

続きまして5ページ、平成31年度の予算ということになります。2枚ほどめくっていただきまして9ページを御覧ください。補足説明資料において説明させていただきます。予算としましては、事業活動収支の部と財務活動収支の部に分かれております。

まず、事業活動収入です。基本財産の利息収入や市からの負担金収入を主な内容としまして、事業活動収入はAの欄、1億3,320万4,000円が収入として入ってくる予定でおります。これに対し、事業活動支出として、主な内容は支払利息となっており、合計でBの欄204万9,000円を支出いたします。この収支差額が1億3,115万5,000円となります。

続きまして財務活動収支の部で、財務活動収入は、0円となっておりますが、財務活動支出として長期借入金の返済、こちら元

金分ですけれども1億3,128万5,000円を支出いたします。財務活動収支の部としましては、収入がないために収支差額がマイナス1億3,128万5,000円になりますが、先ほどの事業活動収支の差の分と差し引きいたしますと、一番下の表のG欄、マイナス13万円となります。こちらは、公社の保有財産繰越の金額になりますけれども、74万7,000円の中から支出をいたしまして、今年度末の次期繰越収支差額は61万7,000円という予算となっております。

続きまして、資料19ページを御覧ください。こちらは昨年度の事業報告になります。事業の状況といたしましては、まず、償還対象事業といたしまして、平成20年度の小学校改修事業ほか14改修事業に対する改修資金に充てた借入金の元金と利息の返済、合計1億5,945万5,006円を金融機関に償還いたしました。

そして、20ページを御覧いただきまして、(2)教育環境の向上に向けた調査研究に関することといたしまして、「新しい学校づくりセミナー2018」という講習に参加いたしました。内容としましては、少子化に応じた学校施設づくりのあり方についてですとか災害時のトイレについてというような内容のセミナーを受講してまいりました。

そして、2処務の概要といたしまして、平成31年3月31日現在の役員に関する事項、続きまして、21ページで評議員に関する事項、評議員会及び理事会に関する事項が載っているという状況でございます。

続きまして資料25ページです。こちらは平成30年度の収支計算書になります。先ほどの予算と同じように、事業活動収支の部と財務活動収支の部に分かれております。基本財産運用の利息収入、市からの負担金収入などを合わせまして事業活動の収入でAの欄、1億5,936万6,186円を収入いたしました。それに対しまして事業活動の支出が、支払利息を主な内容といたしましてBの欄、342万3,701円を支出しております。事業活動収支の差額はCの欄で、決算額1億5,594万2,485円が収支差額となっております。財務活動収支の部といたしまして、財務活動収入は0円で、財務活動支出は、長期借入金返済支出を主な内容といたしまして1億5,605万1,224円となっております。財務活動収支の差額はこの長期借入金返済額が丸々マイナスとなりまして、先ほどの事業活動収支差額との差し引きにより当期の収支差額はマイナス10万8,739円、こち

らを前期の繰越収支差額85万5,564円から引きまして、次期繰越収支差額が74万6,825円となっております。

続きまして33ページを御覧ください。こちらは貸借対照表となっておりますけれども、真ん中の負債の部の固定負債の欄の(1)長期借入金が3億1,291万6,988円となっておりますが、こちらが令和元年度が終了した時点の長期借入金額の残額ということになります。

事業報告については以上となります。

続きまして、「令和元年度園児数及び学級数について」ということで、資料No.4を御覧ください。こちらは先月の定例教育委員会会議でも御報告いたしました。5月1日現在の数字を報告させていただきます。

今年度の秦野市立幼稚園(8園)及びこども園(5園)の園児数は、前年度に比べまして114人減少し899人、就園率は市内の対象幼児2,401人に対しまして37.4%となっております。このうち統合教育を行う園児は90人となり、前年度から15人増加しております。学級数につきましては45学級、前年度の49学級から4学級の減少となっております。

先月からの変更の箇所といたしましては、1の秦野市立幼稚園園児数・学級数のところにおきまして、4歳児の人数が271人ということで、先月より2名増加、本町と南でそれぞれ1名ずつ増加となっております。また、こども園につきましては、4歳児が154人で、プラス1名、5歳児が173人でマイナス2名、4歳児につきましては、みどりこども園の1名増、5歳児につきましては、みどりこども園としぶさわこども園でそれぞれ1名ずつの減となっております。

説明は以上です。小中学校につきましては、学校教育課長から御説明いたします。

学校教育課長

私からは児童・生徒数及び学級数について報告します。同じ資料No.4の3ページを御覧ください。

上段の表のうち、普通学級につきましては、令和元年5月現在で学級数252、児童数7,655人となっております。前回4月の定例教育委員会会議では4月5日現在の人数として児童数7,654人と報告をいたしました。その後、本町小学校の2学年で1人転入がございました。現在は7,655人となっております。

なお、中学校につきましては前回から移動等はございません。また、特別支援学級、外国籍の児童・生徒数及び通級学級の人数、

学級数につきましても、4月の報告時点から変更等はございませんでした。

4ページを御覧ください。ただいま申し上げましたとおり、本町小学校の2学年児童数は先月の142人から1人増えて143人となっております。そのほかについては、児童数・生徒数いずれも移動などはございませんでした。

私からは以上です。

教育総務課長

続きまして、「平成30年度幼稚園型一時預かり事業の実績について」御説明いたします。資料No.5を御覧ください。

こちら、幼稚園型一時預かり事業につきましては、平成28年4月から市の事業として実施してきたところでございます。年間の利用状況を下の表でまとめております。一番下の合計欄を御覧ください。利用者数につきましては、3,367人、平成29年度の4,104人に対しまして737人の減、割合にして18%の減となっております。また、延べ利用日数につきましては、平成30年度1万4,452日ということで、平成29年度の1万5,951日に対しまして1,499日、9.4%の減となっております。また、1人当たりの平均利用日数は、前年度の3.9日に対して今年度は4.3日とやや増加している状況でございます。全ての園児数に対する実の利用者の割合につきましては、大体4割の方が利用しているという状況になっております。

私からの説明は以上となります。

学校教育課長

続きまして資料No.6を御覧ください。「上小学校特認校制の取組について」報告いたします。

今年2月13日の定例教育委員会会議の報告以降、同月15日には、教育長決裁により上小学校に特認校制を導入する方針を決定いたしました。また、今年3月の秦野市議会第1回定例会の代表質問では、教育水準の改善・向上に関連し、地域の拠点としても重要な役割を担っている上小学校への特認校制の導入に向けた進捗状況について質問がありました。これに対し教育長からは、これまでの調査研究等を通じて、特認校制度の導入が児童数の増加や地域の活性化に効果があることが確認できたため、令和2年4月を目標に上小学校で特認校制を導入する準備を進めると答弁されたところでございます。これらを踏まえ4月の政策会議においても、令和2年4月を目標としながら今後検討を進めるということが政策決定されました。

2の検討組織の設置は、これまで自治会を初めとする地域団体の代表の皆様にご協力いただき、状況をお伝えする中で、地域として

教育指導課長兼
教育研究所長

も特認校制度の関心は高く、また、期待も大きいため、できるだけ協力をしていきたいといったお申し出をいただきました。

そこで、まずは今月23日に、参加の意向を示してくださった上小学校PTAや自治会連合会、さらには長寿会など地域団体の皆様と懇談の場を設け、今後の進め方や検討組織のあり方について意見を聞いていきたいと考えております。そのうえで、地域の皆様を中心とした検討組織を立ち上げ取組を進めてまいります。

3の今後のスケジュールですが、保護者、学校及び地域の皆様とともに、上地区と上小学校の特色を生かした特認校制の実現に向けた検討を進めてまいります。そうした検討結果を踏まえて実施方法等を決定し、来年4月からの開始に向け、今年11月頃からは入学希望者の募集を開始したいと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

教育指導課、教育研究所からは、(8)から(10)までを御報告させていただきます。

まず、お手元の資料No.7の「いじめを考える児童生徒委員会について」御報告させていただきます。5月6日に開催されました今年度の第1回いじめを考える児童生徒委員会の報告でございます。内田教育長、牛田教育委員に参加をいただきました。ありがとうございました。

今年度も、いじめを生まない学校づくり、そのための空気の醸成を目指して、学校、家庭、地域との連携のもと活動を開始いたしました。年々参加している児童生徒の中でのこの活動の認知度の高まりを感じますので、これまで以上に委員の主体性を大切にしながら、具体的な取組を考えていきたいと思っております。

この日は第1回ということで、内田教育長より委嘱状を各委員に渡していただきました。その後のふれあいタイムという時間帯では、西中学校、さらに、今年度初めての取組だったのですが、大根中学校、鶴巻中学校の生徒会のメンバーにも入っていただいて活動をリードしてもらいました。担当してくれた生徒さんが、「初めて顔を合わせるこの場がかたい雰囲気だけでは、限られた貴重な時間に意見交換が十分にできなくなってしまう。それではもったいない。だから、少しでもお互いが知り合えるように取り組んだ」と説明をしてくれました。また、継続してこの会に参加してくれている生徒からは、「例年よりも拍手が多い印象を受けた」「温かい雰囲気を感じた」といった意見も出されました。12年目を迎えるこの活動がこれまで継続されてきたことで、子どもたちの中に活動の目的を含めて認知されるようになったことを

実感する一場面でした。

また、年々管理職を中心とした先生方の参加も増えている実感があります。大人と子どもそれぞれの立場で意見を出し合いながら取り組んでまいります。

最後に、第2回は6月9日の日曜日を予定しております。活動のスローガンの決定と昨年度作成を開始いたしました、はだのっ子生活スタンダードの内容を整理し、日常の生活の中に取り入れやすい形にしていくための議論を深めてまいりたいと思っております。

以上です。

続きまして資料No.8をお願いいたします。「令和元年度教科書展示会について」です。

趣旨といたしましては、採択関係者の調査研究のため、また、教科書に対する一般の関心に応えるために設けられた制度ということで、翌年度発行を予定する教科書見本を展示するというものでございます。

日時に関しましては、先ほどありましたように6月14日から7月3日、会場は中地区教科書センター秦野分館という位置づけで、教育庁舎の3階で開催いたします。

展示内容は、中学校で現在使用されている教科用図書と小学校は次期学習指導要領に沿った新たな内容の教科用図書となっております。

今説明させていただきました法定展示会のほかに、図書館の2階に常設の教科書閲覧コーナーを設けております。

以上です。

続きまして資料No.9にお進みください。「令和元年度教育研究所研究部会について」です。

教育研究所の研究部会につきましては、前回の教育委員会会議でも既に御説明させていただいておりますが、4月24日3時から、第1回研究会に合わせまして委嘱式を行わせていただきました。今年度開催の部会は3つでございます。

1つ目の小中一貫社会科教育研究部会は、2年計画の2年目ということで、ふるさと秦野の良さを学ぶ地域学習の補助教材といたしまして作成してきました社会科資料集を、新しい学習指導要領を視野に入れ、「はだのっ子アワード事業」への活用も可能になるように改訂をするために編集作業を行ってまいります。

2つ目のプログラミング教育推進研究部会、こちらも2年計画の2年目になります。令和2年新学習指導要領で導入されますプ

プログラミング教育につきまして研究を進め、子どもたちの論理的思考力や主体的に課題に取り組む姿勢の育成につなげていけるよう取り組んでまいります。

3つ目の小中一貫家庭学習推進研究部会は、教育水準の改善・向上に向け、前年度に行いました先進地区の視察からの情報や学力向上アドバイザーの御助言から、家庭との連携の重要性を踏まえ、家庭学習の重要性や意識啓発のためのノートを作成し、その作成したノートの活用の仕方を含めて研究をしてまいります。

いずれの研究部会とも、各学校の教育活動、教育指導課、教育研究所の各種事業と有機的に連携させて成果を高めていきたいと考えております。

なお、研究員一覧につきましては、お手元の資料を御覧いただければと思います。

以上でございます。

生涯学習課
課長代理

私からは、(11)「第1回ミュージアムさくら塾『丹沢と修験』について」御報告いたします。資料No.10を御覧ください。

ミュージアムさくら塾は、桜土手古墳展示館の自主事業として、考古・歴史・民俗などの専門家による講義を行い、今年度も年6回の開催を予定しております。

第1回のミュージアムさくら塾は、「丹沢と修験」をテーマに、日本山岳修験学会員の城川隆生氏を講師にお招きし、修験の聖地として栄えた丹沢の古代から中世・近世の歴史などについて学びます。

日時は記載のとおり6月22日土曜日、午前10時からとなります。

私からは以上です。

内田教育長

それでは、報告が終わったのですが、ちょっと1点、学校保全公社の表記の、これは間違いではないと思いますが、表のところの平成31年度について、4月から始まっているから平成31年度でいいのですが、「令和元年度」というのを表記すべきことなのかどうか確認を後でしてください。間違いではないのだということはあるのですが、年度は平成31年で始まっているわけですね。ですから4月から始まっていますから間違いはないのですが、5月から令和になっていますから、2019年度なら問題ないけれども、どうすべきかということを書書法制課と相談をして、最終的に、場合によっては変動があると思っていただければと思います。

それでは、(1)から非公開の会議のものを除いて、質問等が

飯田委員

教育総務課長
内田教育長
教育総務課長
飯田委員
内田教育長

ありましたらお願いしたいと思えます。

1つ確認をさせてください。学校保全公社は、新しい事業は行わないで、ただ返済だけをしていくということによろしいでしょうか。

御質問のとおり、償還のみが中心となっております。

残りがあと4年か、3年。

今年度を含めて、残り4年です。

わかりました。

いよいよ終結に向けて整理をしていく段階になっていきますので。10年間ですから、令和4年度までですね。

以前はこの学校建設公社が、昭和48年ぐらいのときには、国庫補助金の受け皿になっていたのですね。だけれども、それが対象となくなってしまうのですから。

どうでしょうか。ほかにございましたらお願いいたします。

高橋委員

資料No.4の園児数及び学級数についてですが、幼稚園とこども園、それに小学校の生徒数が書いてあります。幼稚園、こども園は昨年と比べて114人減少して、小学校のほうは137人減少。幼稚園、こども園の減少が著しいというかすごく減ってきているなという印象を受けるのですが、出生率とかそういうものから考えて、この減少傾向はまださらに進むのか、それともこの程度で維持できるのか、ちょっとおわかりでしたらお願いしたいと思えます。

教育総務課長

今回、園児数が114人で、幼稚園につきましては実質減っているということになるのですけれども、大きな理由としまして、この集計上の数字の比較ですと、公立の幼稚園から公私連携のこども園となったことで、幼稚園1園分が、公立の1号という人数のカウントから抜けたというのが1つ大きな要因になっております。

また、今後の推計としましては、実際の出生の数が減っているということで、やはり増えるというより減少傾向が続いていくと見ております。

内田教育長

この園児数の2ページ目を見ていただくと、下側にサンキッズ南が丘こども園の数が59人と。この103人減った数から59人を引くと、44人ですね。この下がり方は、昨日の議会でもそんな質問があったのですけれども、極端に減ったのかどうかと、こういう質問があったのですが、減少傾向はずっと続いているものですから、いきなり減ったわけではないなという気はするのです。ただ、今後の傾向としては増える余地はあるかという、可

能性は薄いだろうなど。出生関係を見てもそうだし、例えばどこか大規模開発でもあって転入があるなどということになると違いかもしれませんが。それともう一つは、10月からの無償化で、公立幼稚園から民間のこども園あるいは幼稚園へ移行する方たちがどう出てくるかということについても、今年10月の募集の段階である程度見えてくるだろうと想定していますね。

こども園のほうを見てみますと、4歳児を見ると、平成30年度は、5園で169人、5歳児も169人。令和元年度は、4歳児154人で、5歳児173人ですから、ぐっと減ってきていますからね。そういうところ、どの程度変動があるのかちょっと気になる場所ですね。

学校教育課長

今、教育長からもお話がありましたが、参考までですが、在籍者数ということではなくて、あくまで秦野市内の住民登録の住基上の人数ということで御紹介したいと思います。

例えば、現在20歳の合計数、これは転出・転入がございしますので正確な数字ではないかと思いますが、例えば20歳の人数が今1,843人、これに対して0歳児は892人ということで、単純比較でも年度で置き換えた場合、20年前の1,800人が現在800人という捉え方もできる側面があると思います。

教育長からもお話がありましたが、いろいろな制度の関係ですとか、あと教育総務課長の話がありましたが、園からそのまま小学校に上がるかといいますと、学校入学時点で、先ほど上小学校の特認校制のお話をいたしましたけれども、同様に、いろいろな教育の選択肢が広がっているということで、秦野市に在住して園に通園していても、そのまま小学校に進学、就学をするかという、そうでもないという状況は把握しております。

以上です。

内田教育長

児童・生徒数が4ページのところの1年生の数を見ていただくと、前回にお話しいたしました、上小学校が10人、その下の広畑小学校が9人と。これを見て正直びっくりしたのですけれどもね。ですから、広畑小学校は2年生35人、3年生21人、4年同じ、5年31人、6年生で41人、総合計で167人しかないわけですから。広畑小学校がこの後、こういう傾向で1桁で行ってしまうのかどうかですね。上小学校よりも少ないのですね。

飯田委員

教育部長

広畑小学校が減っていることの何か傾向とかは、わかりますか。

広畑方面で在籍をしている、いわゆる年長5歳児は16名ぐらいだったと聞いています。そのうち隣接している学区、つまり学区が隣接していると広畑小学校ではなく大根小学校に通えるとい

内田教育長

う対象の子が3人いて、その3人ともが当然大根小学校に進学しています。その理由としては、やはり集団性の確保ということが一つ大きいようです。もう一つは、中学校に上がったときに、小さい小学校から行ったときに子どもが苦勞しないか、保護者の心配もあったように聞いています。

確かに、下大槻団地自体は高齢者が大部分ですから、1・2階が全部高齢者住宅になってしまったのですね。下大槻団地だけで、単独で見ると高齢者率が40%を超えているのではないですか。いよいよそういうことも含めて今後の対応を考えなくてははいけませんね。

こども園のひろはたの今年の5歳児が16人、この5歳児の16人が来年全部広畑小学校に行ってくれば16人なのでしょうけれども、今の部長の話のように、いや大根小学校に行くよという子がいるとすると、また1桁という可能性も出てくると。

ほかにいかがでしょうか。

片山委員

4ページですけれども、ちょっと色がついているところがあるのですが、少人数研究指定校等の加配はわかるのですが、上小学校の4年生が8名で1クラスで色がついている理由は何なのですか。

学校教育課長

これは複式学級特別加配ということで、隣接する2学年において合計する人数が14人に満たない場合だったと思います。

片山委員

この少人数研究指定校というので先生が増えていると思うのですけれども、これは、よく面倒を見られるということだと思うのですが、研究と書いてあるので、何か研究で成果があつて、それを具体的に利用しているという具体例とかがあるのですか。

教育部参事兼
教職員課長

こちらは研究という名目になっておりますが、そもそも加配されている先生を専科という形で、例えば算数のTTという2人入って授業をするような形、もしくはクラスの中で2つの講師に分けて授業をするなどのTTという指導方法を選択するための加配なのですが、そういった加配を学校の実情に応じて、子どもたちの実態に応じて、加配で使うよりもクラスを増やして1クラス当たりの人数を減らして授業をしたほうが効果的だという取組でスタートしている研究でございます。

この研究は、毎年研究をし、その成果として、こういった形で授業の効果が上がっているという報告をいただいて、こちらは県のほうに毎年提出させていただいているものです。

牛田委員

私も資料No.4なのですが、前半の説明の中で3行目でしょうか、「就園率は、市内対象幼児2,401人に対して37.4パーセ

教育部長

ントとなっています。」と、その37.4%というのが899人。その899人のうち「統合教育を行う園児は、90人となり、前年度から15人増加しました。」という記載があるのですね。これは単純に計算すると10%、とても高い割合だと思うのです。

この割合でそのまま小学校へ入学となってくると、また学校のほうでも大変な状況になってくるのかなと。いわゆる就学指導の関係も絡んでくるのですけれども、特別支援学級に在籍する子どもの数が増えてくるのが予想されるのですね。

この幼稚園の統合教育の割合90人、約10%。これまでの経過から踏まえて、小学校に就学するとき、それが大体そのぐらいの割合で行くと私は思っていないのですが、この辺のところのいわゆる割合の変動というのは、例年どのぐらいあるのでしょうか。

今御指摘いただいて、私が教育指導課長になったときにもやはり同じような疑問を感じまして、当時の部長ともお話をしました。割合としては、私は秦野市だけ特別増えているのかなという懸念もあったのですが、全県の課長会等に行きますと、やはり全県的な動きになっていると。その際に、やはり公立の幼稚園は加配制度がございますので、支援級か否かという以前に子どもに寄り添った支援ができるような体制になると。

ですが、小学校に入学すると、支援助手という形でいろいろ教育委員会としても支援はしていますが、やはり支援級か否かという一つの指標というものが出てきてしまって、それをなかなか保護者が、障害等の受容に対する抵抗感がありますので、その部分で当初通常級に在籍をすると。小学校のほうは支援助手等対応していますけれども、なかなかカバーしきれないと。または、保護者と学校との意識の違いになって、教育指導課のほうに相談としてくる場合もあります。

ですから、一概に数字の上でどうこうというのは、なかなか難しいと思いますが、最終的に、小学校に上がる時には一旦落ち着き、その後、また違った形で教育相談、就学相談があつて、それで、それがまた上がっていくような、そういう傾向はあります。

ただ、子どももそのあたりの課題意識はございますので、教育長にも御相談させていただいて、今年、教育支援担当という担当をつくりました。その中には、今まで横割りで担っていました、幼稚園、小学校、中学校とそれぞれ指導主任がいますので、それを1つの班とすることによって、幼児期から義務教育終了まで滑らかな接続を図っていくということで、幼稚園の担当主事が小学

牛田委員

校の教育相談にも乗る。中学校の指導主事が幼稚園の担当、就学相談にも当たると、そういったことで滑らかな接続につなげていきたいということで、今取り組んではいるところでございます。

幼稚園の段階で統合教育を受けている園児数がどういう状況なのか、今、部長がおっしゃったとおり、小学校への緩やかな、それぞれの子どもの状況に応じた支援体制を考え、先々の見通しを持った中で体制づくりをしていかないと、子どもがとにかく混乱してしまうと、また新たな課題が生まれますので、その辺のところの見通しを持った形での支援体制も考えていかななくてははいけないかと感じました。

内田教育長

毎年4月に全国の教育長協議会の理事会で文部科学省の説明があるのですね。その中で、子どもの数は全体的に減っています。年間で何万人という単位で減っています。だけれども支援が必要な子どもの数が増えています。その結果として何が起きているかというと、教員の数は当然のごとく財務省は、子どもの数が減ったのだから積算上、教員を減らさないと。ところが文部科学省は、そうではなくて、支援が必要な子どもが増えているので、教員の全体数は全国的に減っていないのですよ。ですから、それを減らされてしまうと、今の現場はさらに混乱してしまうと。だから、少なくとも、医学的にも何も原因はまだはっきりとは知らされていませんけれども、現に支援が必要な子どもが増えてしまっているのは事実ですから、それに対する対応を、教員の数もそうなのですけれども、さっき部長が言ったみたいに、支援助手にしても介助員にしても、これは本来国がやるべきことだと思うのですが、それを言っていたら学校は運営できませんから、市のほうにお願いして、毎年毎年増やしていってもらおう。これはもう必然的に、支援助手にしても何にしても減ることはないと思うのです。それが苦勞するところです。金は確実にかかるわけですから。

教育部長

今、牛田委員からも御指摘いただきましたが、神奈川県は、インクルーシブ教育の推進を図っています。特別支援級のお子さんに対する寄り添った支援というものも重要なのですが、インクルーシブの考え方もやはり重要になってくると。

年度末に参事からも御推薦をいただいて、皆さん御存じの方もいられるかもしれませんが、大阪市立大空小学校の木村泰子元校長先生を11月25日にお呼びして、管理職向けの研修会を予定しています。この学校では特別支援級がない形で、インクルーシブ教育を推進している学校として全国的にも有名な学校の元校長先生ということで、最初、管理職向けの研修会で、ゆくゆくは全

市的にインクルーシブの考え方を聞いていただきたい。そんな思いでございます。

以上です。

牛田委員

インクルーシブの考え方も私は否定するものではないし、いろいろなそういう流れですので、むしろ推奨していくべきだと思います。であれば、やはりそれに伴った、今、教育長がおっしゃったとおり、国あるいは県、神奈川県などは特にインクルーシブに力を入れている行政でもありますけれども、そういう考え方のもとでこれからも推進していくのであれば、それ相応のしっかりとした財源的な、あるいは人事的な、あるいはハード面においても加えて、総合的な取組方法の中で体制づくりをしてほしいなど。機会あるごとに部長も教育長もおっしゃっているかと思いますが、引き続きお願いしたいと思います。

内田教育長

圧倒的に人的支援がなければ、ただやれやれと言われても、簡単にはいかないよということは言っているのですけれどもね。

牛田委員

資料No.6の上小学校の特認校制という、これは今、学校教育課長から話があったとおり、教育長もおっしゃっていましたが、地域の活性化と、そして上小学校の児童数の減少化の予防・防止のためにも、ぜひこの取組が成果を生むようにしっかりと準備をしていただきたいと思います。

そのためには1つ2つポイントがあるようなのですね。1つは、ここにも書いてあるとおり、特色を生かした特認校制の検討が5月から10月に始まります。ぜひ、上小学校だからできる、上小学校でなければできない、こういうものがしっかりと文言として整理されてくるといいかなと思います。どこの学校でもできるようなことをPRしても意味がないので、ぜひ、そういったものを地域の方々と、また学校現場の先生方と知恵を出し合いながら、引きつけられる魅力のある特色づくり、そういったものを考えていただけたらと思います。

また、2つ目は、この内容の周知の仕方だと思うのですね。市のホームページとか、あるいは広報はだの、ああいった形での周知の方法もあるのでしょうかけれども、もしできるのであれば、簡単なリーフレットか何かを作成されて、こども園とか、あるいは私立も含めて幼稚園の中にそんなリーフレットなどが置かれるといいのかなと。あるいは、場合によっては、必要があれば希望者を対象とした上小学校の特認校の学校説明会などを別に施設見学も含めて設けられてはどうかと思います。

また、最後になりますが、これは事務局のほうでも十分検討さ

れてはいると思いますが、11月ぐらいから募集ということで、前回の2月の教育委員会会議のときには学校教育課長からは10月ぐらいからということで、ちょっと私耳に入ったのですが、今回そんなことで11月ぐらいからということですので、できれば10月の下旬あたりから12月までというお話もあったように思います。しっかりとじっくりと考えていただくためには、ぎりぎりまで、例えば1月の下旬ぐらいまで、お正月中よく家族で考えてもらって、そのうえで、10月いっぱいではなくて、1月10日ぐらいとか、1月の初旬ぐらいまで引き延ばしができるのであれば、事務的に10月の実施に向けての準備がその程度まで募集期間の引き延ばしが可能であれば、正月中にじっくり考えてもらって判断してもらおうということもあっていいかと思いました。

感想です。ぜひうまくいくといいなと思います。

高橋委員

私も今の上小学校の特認校についてですが、これは学区制が廃止されて、秦野市内だけです。市内どこからでも通えるということですが、そのほかの縛りみたいなものはあるのでしょうか。

学校教育課長

今、委員から御指摘のように、まずは特認校制というのは、市内に在住の子どもたちを対象といたします。先行している自治体の例を見ますと、全く制限を設けない場合、例えば年度によっては非常に希望者が集中して、本来その地区の子どもたちにかけるべき指導の充実というものが薄くなってしまいうるかおろそかになる。これは本末転倒ですので、制度を運用する中で一定の上限数を設けるという例が多くございます。地域の皆さんとどういった人数が上小学校にとって最適なのか、地域の方々も含めて、子どもたちの教育にどういう体制が必要なのか。まずはこういったところを相談しながら、適正な制度の運用に努めたいと考えております。

以上です。

内田教育長

一定規模以上になってしまうという形になりますと逆に混乱する恐れもあるので、ほかのところの例を見ますと、人数を一定数とやって縛っているところがあるんですね。やはり場合によってはそうせざるを得ない。ただ、地元の方の意見を聞いて、やはり上小学校の良さを生かすにはどうしたらいいかという視点で判断をしていくということにしております。

高橋委員

去年ですかね、上小学校を訪問したときに、ICT教育で生徒がみんなタブレットを持って積極的に、すごく活気ある授業をされているのを目にして、これはある程度の小規模だからできるのかなという感想を持ちました。また、そういうところがPRでき

内田教育長

るし、校舎自体が本当にゆったりとしていて、教育環境というものは素晴らしいという感想を持ちましたので、ぜひ積極的にアピールして特認校化を進めていただきたいと思います。

牛田委員

確かに、児童1人1台あるわけですから、使わない手はないですね。先日、関東の総会があって、あれはどこの市でしたかね、全校生徒にタブレット1人1台というところがあったのですよ。非常に有効活用されているのですね。そこまで秦野市でできるかという、正直なところ。ですから、そういう意味では、上小学校は一人ひとりが使えるわけですから、それを使わない手はないなというね。

内田教育長

今、教育長から、ある程度の人数の制限をしていかななくてはいけないかなという話がありました。私もそう思います。やはり上小学校が1クラス40人になってしまっただけでは意味がないと思うのですよ。やはりある程度人数を抑えた中で、少人数というのは、逆の言い方をすれば、上小学校の特色でもあるので、その辺のところの人数をどの程度にするかというのも今後の考え方だと思いますが、人数が多かった場合には、当然これは抽選になるのでしょうかからね。

牛田委員

せざるを得ないと思いますね。

学校教育課長

そうですね。

それと、これは新1年生に限っての対象ですね。

これも先行自治体の例になりますが、先ほど11月、10月というお話もございました。本来であれば、通常の就学校指定の場合は、教育委員会から指定があれば、原則その学校に入っただけでこととなります。この特認校制の場合は、どちらかという保護者の希望を募り、ヒアリングを行って、上小学校に通学していただくことが双方にとって効果があると認めた場合に、就学を認めるという制度になります。一定期間を設けて意見を聞いて、その結果、保護者が考えていた就学の環境が整うのか、学校にとってもその方が来てくださることで、地域にも子どもたちにもプラスになるのか、双方のメリットを探ったうえで決定をするということを考えております。

それと、人数のお話につきましては、やはり県内の例ですと、多くても20人程度、全体で30人ぐらいの規模を確保といえますか、水準を保っているということが多くございます。

特色につきましては、現在、教育研究所でさまざまな検討を進めていただいております。タブレットもそうですし、遠隔の指導方法というものも、教育部長や教育指導課長からお話をいただい

ておりますので、教育指導課、教育研究所、こういった指導方法のいろいろな検討に合わせて、我々学校教育課は環境整備に努めていきたいと考えています。

以上です。

飯田委員

資料No.6ですが、これから検討組織ができて基本方針まで決まっていると思うのですが、卒業した後、6年生が中学になったときに、その生徒たちは、またもとの中学校に戻らなくてはいけないのか。あそこであると、普通は西中学校に通学するわけですがけれども、その辺、もし何かお考えがあれば今の段階でちょっとお聞かせ願います。

学校教育課長

飯田委員の御質問で、先ほど牛田委員からも御指摘で、1年生に限るのかという御質問です。学年につきましては、1年生に限らず、まず募集は1年生を対象にいたしますが、希望に応じてここは柔軟に対応していきたいと考えております。例えば学年途中、3年生、4年生の希望であっても、学校と意見を交わした中で判断していくと考えております。

それと中学校、これは全国的な課題でございますが、一般校ですとか義務教育学校ですとか、こうしたものについては教育委員会全体で課題と捉えておりますので、そうした検討の中で上小学校の特認校制についても判断していきたいと考えております。

以上です。

内田教育長

現時点でどの程度来てくれるかというものもあるので、クラスの仲間とか、そういうことで考えれば、西中学校というのが一番いいのかもしれませんが、それが、今度は文部科学省や県とかと協議して、どう判断されるかということもあるので、よくその辺のところは精査したうえで判断していきたいと思えます。

片山委員

資料No.5ですけれども、全体的に下がるのはわかるのですけれども、南と東が特に下がっていているのは何か理由があるのですか。人数的には多分そんなに変わっていないと思うのです。小学校の人数とかを見ていると。これは何か理由があつて減ったのかなと。わかればですけれども。

内田教育長

一時預かりの南と東ですね。33%、37%。

片山委員

上は仕方がないと思うのですけれども。

教育総務課長

その年によって、保護者の方の就労の状況ですとか、そういったことが関係しているかとは思っているところです。今数字が出たところなので、よく分析してみたいと思えます。

片山委員

保護者の方がうまく使っているということなのかもしれないですね。

内田教育長

今度の無償化の関係で、これも無償化の対象となるのが、就労は無償化の対象、そうでなくてリフレッシュは無償化の対象にならない。そういう意味で、今減った分が就労の方たちなのか、それともリフレッシュで大丈夫、もういいよと言って使わないのか、ちょっとその辺は園のほうで確認をしてみましょう。

教育総務課長

どうも、無償化って全てというような印象が報道であるものですから、0歳から2歳までは別だということは、まだあまり知らされていませんでしょう。

その無償化の中で、印象的には保育料が無償になるといって、保護者の方については、預かり保育も無償になるのかなと何となく漠然と考えている方が多いのではないかと思っている中で、預かり保育については、保育所に入る方たちと同じような要件で認められなければ、預かり保育については無償化にはならないということになっております。そうすると、無償になる方とならない方というものが出てきて、そうしたときに、何となく気持ち的に、お金がかかるから利用しなくてもいいやとかという形で、また、こちらの利用率のほうにも影響が出てきたりするのではないかとちょっと懸念をしているところではございます。

内田教育長

こども園の待機児童の解消の一助になっている。就労で、本来ならばこども園に預けたいけれども、こども園に預けるのに優先順位がありますからね。パートをされていて、それに引っかけられないような場合に、幼稚園のこの預かりが非常に有効に働いているというのは、ほかの市の例でもあるのですね。

ですから、そういう方たちの利用が今後どうなっていくか。就労はなおさらオーケーになるわけですが、短時間パートで、その間幼稚園に預けてこれを利用して、通常ですと、こども園だとすると基準というのですか、両親が働いてフルタイムかどうかということで順番が決まりますから、それで該当しないという、これを利用したほうが簡単だねというものが出てくると思います。

ですから、今、課長が言いましたように、一斉に今度やり始めて、有償の方とそうでない方が出てくると、どうしても選択肢としてどうしようかというものが出てくると思います。

牛田委員

資料No.7の第1回いじめを考える児童生徒委員会についてですが、私も出席させていただいて、今、教育指導課長からの話があったとおり、子どもたちもとても充実した心地よい時間を過ごしたので良かったと思います。

私、担当指導主事の相澤先生のお話が良かったなと思ったので

すね。彼の話が終わった後、隣にいた部長に、しっかりと子どもたちの心に響くお話を用意されたねというお話をちょっとさせてもらったのだけれども、この会の目的とか今後のスケジュール、予定を含めて60分近くお話しされたと思うのですね。

その担当主事、彼が全体の進行をしていたのですが、これは私の感想ですが、これはもう少し役割分担を考えたほうが、彼のお話がより際立って、子どもたちにも印象深くインパクトのある時間として受けとめることができたのではないかと思います。

その会の趣旨とかスケジュールを含めて、全体進行も含めて彼が仕切ってしまうと、何か薄まってしまって、せっかくだいいお話をされているのだけれども、メリハリが無いといったらいいのかな。これは来年度の課題ですが、もし検討の余地があれば、全体進行はどなたかにお願いして、会の趣旨説明とかスケジュールはまた別の人をお願いするような形にしたほうが、何かメリハリがあって、この会の趣旨説明もインパクトのある印象深い、より印象づけられるような時間帯になったのではないかと思います。

相澤先生が何度か子どもたちに投げかけをしているのだけれども、子どもたちもまだまだ慣れていないから反応は薄かったのですが、あれがもう少し時間があれば、もう少し楽しいやりとりもできたのではないかと思いますので、ちょっとその辺が、来年の工夫のための私の気づきということで御紹介をさせていただきました。

でも、モチベーションづくりとしては、子どもたちはとてもよい時間を過ごしたと思います。あの子たちが、各学校のいじめのない学校づくりの立役者となって活躍されることを期待したいと思います。

教育指導課長兼
教育研究所長

貴重な御意見どうもありがとうございました。教育指導課、教育研究所の中でも役割分担を再度検討させていただくことと、同じ事業をやる場合にも、最初からどういう形が効果的なのかという視点で、何のためにやっているのかということも含め、今いただいた御意見を参考にさせていただきながら検討していきたいと思っています。どうもありがとうございました。

内田教育長

ほかにどうでしょうか。

1点、このミュージアムさくら塾「丹沢と修験」について、先日の打ち合わせで聞いたのですが、日本山岳修験学会というものがあるのですね。修験者の方たちの、こういう組織があるのだなと思いましたね。

牛田委員

これは、実は私も何とか参加する予定ではいるのですが、これ

内田教育長

はどんなお話が聞けるのか楽しみですね。

「丹沢の行者道を歩く」の著者という方なのだけれども、丹沢の行者道ってどこにあるのですか。

文化スポーツ部長

丹沢の行者道は、もともと丹沢の山の名前を見ていただいても、行者ヶ岳とか大日、いろいろあります。だから、私などは結構尾根道、大山に通じて塔ノ岳まで行く部分などは当然修験道だという意識は持っています。

ちょっと城川さん自体は、調べたら、この方は秦野市に住んでいるのですね。お父様が城川四郎さんというキノコ関係をよく承知されている方で、子どもの頃から山に入っているという情報が入っています。

内田教育長

神奈川新聞で特集をやっている、愛川町から大山でしたか、丹沢に抜ける道、修験者のところがあって、ずっと特集がありましたね。何回かでやったのを読みましたが。

文化スポーツ部長

そのときに城川さんの名前が出なかったですか。

内田教育長

そのときかもしれない。愛川町のほうから丹沢に向かって入るところの途中で何かそういう修験者が訓練した場所があって云々というのは、ずっと出ていましたけれども。

では、前段の（11）まではよろしいでしょうか。議案のほうに入ってよろしいでしょうか。

—はい—

内田教育長

それでは、4の議案に入りたいと思います。

議案第7号「秦野市学校給食施設整備・運営事業実施方針について」の説明をお願いします。

学校教育課長

よろしく申し上げます。

議案第7号の説明をいたします。

議案第7号ですが、次の議案第8号、補正予算と絡みですので。

内田教育長

では、第7号と次の第8号を一緒に説明させていただきます。お願いいたします。

学校教育課長

それでは、一括して説明させていただきます。

まず、議案第7号を御覧ください。本案は、基本計画に書かれた民間企業の高い技術力と創意工夫を生かした質の高い学校給食事業を実現するため、施設の整備・運営に関する実施方針を定めるものでございます。お手元の資料別紙1を御覧ください。

1の実施方針の目的は、本市の方針や受注者に求める事業水準等を受注者募集の開始前に事前に明らかにすることで、民間企業の事業参入に積極的な検討を促し、また、意見を聴取することで、今後の取組に反映することを目的としております。それにより、

効果的かつ効率的で本市に最適な中学校給食の実現を目指していきたいと考えております。

2の実施方針の概要ですが、学校給食施設、いわゆる学校給食センターの設計や建設等の整備と調理や維持管理等の運営を一括して発注することで、各専門企業の意見を反映した質の向上や効果的・効率的な業務の履行を目指しているものです。

実施手法につきましては、公民連携の代表的手法でありますPFI方式の仕組みを一部に取り入れながらも、業務量の負担を抑制し、契約変更等の柔軟性を確保するため、PFI法に基づかないPPP（公民連携）方式といたします。

(2)の具体的な手法ですが、アの公有地活用として、旧水道局庁舎跡地、曾屋庁舎用地に事業用定期借地権を設定し、事業用地として受注者に有償で貸し付けることといたします。イの民設公営は、受注者が建設した施設を本市が借り受けて、(仮称)学校給食センターを設置し、栄養士等の職員を配置したうえで、学校給食事業を直接本市が運営いたします。ウの民間業務委託は、本市が責任を持って献立作成やアレルギー対応、衛生管理等を行いながらも、調理や維持管理は民間企業に委ねることで、効果的・効率的な事業の実現を図ります。

これまでにパブリックコメントや懇話会等を通じて市民の皆様からは、民間活力を生かした施設整備については一定の御理解・御賛同をいただいております。しかし、献立作成や調理あるいは衛生管理など運営面については、市が直接関与、監督する仕組みを確立し、子どもたちの安全安心をしっかりと担保すべき、こういった意見を数多くいただきました。

こうした意見を反映するため、民間施設を活用した本市の公営事業としてしっかりと位置づけをし、本市と調理運営会社等が日々連携をしながら、安全安心をともに確保し、質の高い給食を実現していきたいと考えております。

また(3)の実施方針の変更にもございますとおり、今回公表する内容は、本市の基本的な考え方や要求事項を記し、今後は、民間企業や市民からの意見等も踏まえて随時見直しを行っていききたいと考えております。

2ページを御覧ください。3の施設の機能及び受注者に期待する事項は、既に基本計画で定めた基本的な事項に加え、現在は検討段階ではございますが、献立方式を、1献立を基本としながらも2献立にも対応できる施設。また、標準となる品数は主菜及び副菜3品とすること。食物アレルギー対応は、専用調理室を設置

して上処理から調理工程を分離すること。また、周辺環境への配慮として、防音・防震及び脱臭対策等に努めることなどを具体的な条件として示しております。こうした事項につきましては、引き続き、教育委員の皆様をはじめ、学校関係者や保護者また市民の皆様の意見を聞きながら、充実に努めていきたいと考えております。

次に、4の今後の予定ですが、本案を議決いただきましたら、直ちに本市のホームページ等で公表を行います。今月29日には事業用地の見学を含めた説明会を開催し、広く民間企業の検討を促していきたいと考えております。今後は、7月の受注者募集に向けて、さまざまな意見を反映した募集要項等の準備を進めます。今年10月には受注候補者を選定し、11月には仮契約、12月には市議会の議決をもって事業計画を締結し、今年中に設計等、建設に向けた具体の作業に着手いたします。

次に、別紙2、実施方針、これを用いまして要点のみ説明いたします。2ページをお開きください。

中学校給食事業の目的は、未来を担う子どもたちの心身ともに健全な育成はもとより、子育て支援策としての保護者の負担軽減や学校給食事業を通じた地域振興等としております。

3ページを御覧ください。上の表のスケジュールは、ただいま申し上げましたとおりでございます。下の表にもありますとおり、センターの整備と並行してコンテナ配送用エレベーターの設置を進めてまいります。エレベーターは、既に設置されている本町中学校を除き8校に9基、その内訳は、西中学校に2基とその他の中学校各1基を予定しております。効率的な事業執行や事業費の平準化、さらには地元企業の受注機会の確保などの観点から、2期3カ年に分離して発注する予定でおります。

次に5ページをお開きください。公民連携にはさまざまな手法が考えられますが、業務、施設整備、事業用地のそれぞれにわたり、本市に最適と考えられる手法を取り入れようと考えています。

次に、6ページをお開きください。整備・運営に関するさまざまな業務を一括発注するため、受注者は、それぞれの業務を確実に履行できる複数企業で構成するグループを想定しております。事業スキーム概念図にありますように、受注者は設計、建設、調理運営及び維持管理の専門業者でグループを結成し、代表企業1社を決定したうえで受注をしていただく予定です。本市と受注者の契約等は全てこの代表企業と行います。先行自治体の例からは、代表企業には事業の中心をなす調理運営企業がつくことが一般的

ですが、ここで最大の課題となるのが施設整備に係る資金調達であると聞いております。代表企業に金融機関やリース事業者等がつくことも想定されますが、それらは受注者の意向や事業方針に委ねたいと考えております。

次に、9ページを御覧ください。9ページには横向きの表を掲載しております。この表は、現時点で想定する各業務の履行や支払い時期等について示したものです。事業費については大きく3つに分類し、年度間支出の平準化に努めながら、民間企業の経済的負担やリスクも考慮して、適切な時期に確実に執行できるよう工夫してまいります。

まず、準備期間に完了する調査や設計等の事務費等は、業務完了時点での一括の支払いを想定しております。次に、建物や厨房設備等に係る固定費は、事業期間の20年240カ月にわたり均等払いにしたいと考えております。また、調理及び維持管理の変動費は、事業期間20年で算出した総額での事業契約を締結いたしますが、食数や配送コストの将来的な変動にも柔軟かつ適切に対応し、変動に伴うリスクを受注者と本市が適正に分担することを目的に、5年程度で見直しを行いながら事業費の適正水準を保っていきたいと考えております。

昨年度支援業務を委託した民間企業の担当者からは、給食事業については、資金の調達、施設の所有、事業内容や経済情勢等の将来変動、これらが主なリスクとして挙げられております。こうしたリスクについては、発注者である本市が適正に分担し、将来にわたり公・民が連携しながら質の高い給食事業を実現していきたいと考えております。

次に、議案第8号を御覧ください。本案は、ただいま御説明したコンテナ配送用エレベーターの実施設計と（仮称）学校給食センター整備運営に係る予算措置として、秦野市議会第2回定例会に補正予算を提出する必要が生じたので、提案するものでございます。

まず、お聞きいただき、3ページを御覧ください。3ページの資料、1の歳出予算ですが、補正理由のとおり、コンテナ配送用エレベーターを2期3カ年で整備するため、今年度は第1期分として北、渋沢、鶴巻及び南が丘中学校のエレベーターの実施設計費を計上するものです。また、2の債務負担行為は、学校給食施設の整備運営事業費として、事業期間20年で限度額69億円の債務負担を追加するものです。

戻って、2ページを御覧ください。第1表一般会計（教育費）

の歳入歳出予算補正としては、(2)の歳出にありますとおり、実施設計費として総額2,000万円を目2の保健給食費に増額いたします。

なお、財源につきましては、上の(1)歳入のとおり、前年度繰越金により収支の均衡を図ることといたします。

次に、第2表債務負担補正につきましては、令和元年度から令和23年度の20年にわたり、限度額69億円の債務負担を設定するものです。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

それでは、議案7号と8号一括の説明となりました。質問がありましたらお願いしたいと思います。

こういう準備をして、予定では令和3年12月という想定で進んでいるのですが、日程上は非常に厳しいという報告は受けていまして、予定をきちんと片づけていきませんかという間に合わないということも考えられますから、しっかり準備をしながら進めていきたいと思っています。

特に、昨日今日と議会の会派懇談会でも、債務負担行為の設定というのは2年、3年というものもあるのですが、20年間の債務負担行為の設定というのは初めてではないかというような、現にそうなのですけれども、そのような長期のですね、その辺のところもよく説明ができるようにしておかなくてはいけないという話もありました。

今回のこの方式は投資額を平準化するというやり方なのですが、通常、通常の債務負担行為というのは、どちらかというと3年だったら3年間でないとその事業はやり切れないから債務負担行為を設定します。予算の枠を決めて、それで順番にという。これの場合には平準化という意味ですが、分担して年度ごとに分けて支払っていくという方式ですから、違う部分があるのですけれども。

1つだけ気になった部分があったのですが、細かいことですが、今、学校教育課長から説明があったのですが、2ページの食物アレルギー対応で、専用調理室を設置して、これは従来からこういう話は聞いております。それで、その関係ですが、第5の業務の範囲で、本市が担うものの(3)の給食調理業務の中のウとして「アレルギー対応(調理業務を除く。)」という記載になっています。それで、その次の2の受注者が担うもののページをめくっていただいて(3)給食調理業務の中には、ここにはアレルギー対応についての記載がないですね。ページをずっとめくって資

内田教育長

牛田委員

料2の20ページの第13、受注者の責任の明確化等のくくりの中の別表「リスク分担表」がありますね。その最後の運営のところのNo.57、58、59に「食物アレルギー対応」というものがあります。57には「生徒のアレルギー情報の不備等」は秦野市に丸がついています。58の「突発的な発症」についても秦野市に丸がついています。59の「受注者の責に帰すもの」については受注者に丸がついています。

なので、もとのページに戻りますが、8ページ、第5、業務の範囲の中の受注者が担うもののくくりの給食調理業務の中に「アレルギー対応」ということを加えたほうがいいのかとちょっと感じたのですね。必要なければ、理由があつてそうであればそれはそれでもいいのですが、この流れから行くと、ア、イ、ウとして、ここに支援業務という言葉がありますので、例えば「アレルギー対応への支援業務」というようなことで1つウとして加えたらどうかと思いましたので、ちょっと必要かどうかわかりませんが。

内田教育長

そうだね。8ページの、今、牛田委員が言われたのは、7ページの調理業務で市の責任になるものが、調理業務を除くアレルギー対応とあつて、受注者が担うものの(3)給食調理業務の中でアレルギーのことは一切うたっていないのだね。その辺はどうですか。

学校教育課長

まず、非常に内容を読み込んでいただき、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

役割分担、業務の分担のところ特に触れておりませんのは、先ほどの説明の中で、公営の事業として、本市が責任を持ってアレルギー対応をまず行う。そのアレルギー対応については、当然調理については業務の一環として調理運営会社に指示をする、こういったことを想定しております。分担としては市のほうに重きを置きながら、リスク分担の中で、もし市の指示どおり、情報提供のとおり履行できなかつた場合は、これは当然民間企業、受注者の責任であるということをリスク分担表では表記しております。ただ、委員の御指摘のとおり、この役割分担を明確に示すことで受注者の意識も非常に高まると思いますので、そのように追加したいと思います。どうもありがとうございます。

内田教育長

(3)のア、イ、ウ、この中に入れるか、あるいは給食調理業務の中に括弧書きでアレルギー対応ということを入れるかですね。

学校教育課長

そうですね。

内田教育長
学校教育課長

そのほうがわかりやすいですね。

今、教育長から指摘がありましたように、給食調理業務の一環と考えておりますので、食材の検収などと同じように、「アレルギー対応を含む」という表記でまずは対応したいと思います。

内田教育長

別枠の調理室はつくるけれども調理業務としては一緒だよということだね。別にやるけれどもね。完全分離ですから。

ちょっと、そういうことでここは訂正させていただくということとで。

ほかにどうでしょうか。

いずれにしても、債務負担行為設定は69億円という上限設定ですから、もちろんそこまで使うという意味ではありません。その範囲内ということで、リスク分担という部分も含めての金額ということですから、これを議会のほうにも説明していくという形になります。

どうでしょうか、何か。よろしいですか。

—特になし—

内田教育長

では、議案ごとの処理をしたいと思いますので、まずは、議案第7号「秦野市学校給食施設整備・運営事業実施方針について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

よろしいですか。

それでは、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、第8号「令和元年度秦野市一般会計（教育費）予算の補正について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号「工事請負契約の締結について」説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、議案第9号「工事請負契約の締結について」を御説明させていただきます。

西中学校多機能型体育館等整備工事の建築の請負契約を締結するものでございます。5月14日に開札をいたしまして、本年の第2回定例会に提出する議案として、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負ということで議会の議決を求める必要がありますので、その議案提出に当たりまして、市長に意見を申し出る必要が生じたため、議決を求めるものでございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、契約の詳細について御説

明いたします。

まず、1番、契約の目的のところでございます。西中学校多機能型体育館の新築及び駐車場の整備がその内容となっております。3番、契約の金額ですけれども、10億634万4,900円。契約の相手方につきましては、関野建設・稲元興業共同企業体ということになっております。

資料1ページおめくりください。こちらは議案の説明資料になりますけれども、7番目のところ、仮契約締結日は令和元年5月17日、そして、工期は本契約として成立した日、議決を得た日から令和2年8月31日までということになります。年度をまたいで工事ということになりますので、こちらは予算の継続費を設定しているところがございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページと振ってあるところになりますけれども、建物の概要でございます。こちらは多機能型体育館ということで、これまでも御説明してまいりましたが、学校機能、公民館機能、地域防災機能といたしまして、こちらの表に掲載しているものを備えた施設となるということでございます。

資料をおめくりいただきまして、5ページ、全体の配置図でございます。こちらは、計画建物として着色している部分として多機能型体育館の新設、そして、その左横に駐車場とありますが、こちらは施設利用者の駐車場、そして、駐車場の横、道路の部分になりますけれども、この駐車場の縦幅の部分について、施設に接する部分の歩道ということで、幅員3メートルの歩道の整備を行うというのがこちらの建築工事の内容となります。

こちらの建築工事に付随いたしまして、電気設備と機械設備の工事も合わせて行うこととなります。こちらの内容が資料10ページ、関連工事ということで御覧ください。1番、西中学校多機能型体育館等整備工事（電気設備）ということで、こちら継続費を設定してということになりますが、同日の開札がございまして、契約金額1億450万円の契約が、相手方が小中・アルグローブ共同企業体ということになっております。

隣のページに行きまして、機械設備ということになります。こちらの契約につきましては、7,954万9,093円、契約相手方がオリエンタル・みどりや共同企業体ということになっております。こちらは、建築と電気と機械設備、工種3つのものにつきまして全て継続費を設定して実施していくわけですが、こちらの3つの工事の総額にしますと11億9,039万3,993円

内田教育長

という内容となっています。

説明は以上です。

説明が終わりました。

西中学校の複合型体育館の建築と電気設備と機械設備の3種類の発注ということで、14日の開札で、今日の決定ということ、仮契約の締結日が。金額的に議会の議決が必要ですから、定例会で議案としてお認めいただいたら議会のほうに出す、こういう形になります。

これも大分時間がかかりましたが、ようやく動き出すという形になります。

どうでしょうか、何か御質問等あればお願いしますが。

大規模なものですけれども、今回は、全部市内業者の共同企業体ですね。電気設備も共同企業体、機械設備も共同企業体ですね。

よろしいでしょうか。

—特になし—

内田教育長

それでは、議案第9号「工事請負契約の締結について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号「令和2年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針について」の説明をお願いいたします。

教育指導課長兼
教育研究所長

よろしくをお願いいたします。

議案第10号「令和2年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針について」提案させていただきます。

秦野市教育委員会は、神奈川県教員委員会が定めました、平成32年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針に則りまして、令和2年度に使用する教科用図書の採択方針を定めてございます。

1ページおめくりください。こちらに内容がございますが、1、採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択をする。2、文部科学省の「教科書編修趣意書」、神奈川県教員委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究をし、採択する。3、学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。4、小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書については、学習指導要領に定められた各教科の目標や児童・生徒の障害の程度や発達の状態等に応じ、適切なものを採択する。こういった形で定めてございます。御審議のほど、よろし

内田教育長

くお願いいたします。

説明が終わりました。

御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

これは、今年の予定では7月の予定のまず前段の方針ということですね。今年が小学校、来年在中学校ということになります。

これは、特に大きな変動はないですね。

教育指導課長兼
教育研究所長
内田教育長

今、教育長がおっしゃってくださいましたとおり、大きな変動はございません。

いずれにしても、前回のときに委員さんがお願いしてありますので、こういう予定で進めていきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議案第10号「令和2年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書採択方針について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

よろしいですか。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号「秦野市社会教育委員の委嘱について」の説明をお願いいたします。

生涯学習課
課長代理

では、私から議案第11号「秦野市社会教育委員の委嘱について」を御説明させていただきます。

社会教育委員については、教育委員会に助言することを任務として、社会教育法第15条及び秦野市社会教育委員条例に基づき2年の任期で委嘱をしております。

このたび2年の任期が本年5月31日で終了となるため、後任の委員を委嘱するために提案するものになります。

委員の定数につきましては、秦野市社会教育委員条例によりまして15名以内と定めておりますが、以前から13名に委嘱をしております。今回の委員候補者については、ページをおめくりください。こちらに書いてございます社会教育委員候補者名簿のとおりとなっておりますが、学校教育及び社会教育関係者が7名、家庭教育向上に資する活動者が2名、そして、学識経験者4名となっております。そのうち学校教育関係者の大根小学校の校長先生、小屋先生と本町中学校の小山田校長先生、それから、社会教育関係者の子ども会育成連絡協議会の竹内会長と市PTA連絡協議会の野尻副会長の4名が新任で、それ以外の方については再任となるものでございます。

任期につきましては、令和元年6月1日から令和3年5月31

内田教育長

日までの2年間となります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

説明が終わりました。

御質問等があったらお願いしたいと思います。

子ども会は、この3月で変わられたということ、4月から新しく。あとはP連が変わられて、それ以外はないですね。よろしいでしょうか。

学校は、小学校長会、中学校長会、それぞれ順番に交代していますので。

では、この「秦野市社会教育委員の委嘱について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

よろしいですか。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号「秦野市立図書館システム選定に係る企画提案型事業審査会規則の制定について」説明をお願いします。

図書館長

それでは、議案第12号「秦野市立図書館システム選定に係る企画提案型事業審査会規則の制定について」を御説明申し上げます。

秦野市立図書館システム選定に係る企画提案型事業審査会規則を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、現在の図書館電算機賃貸借及び保守業務の契約期間満了に伴いまして、次期の図書館システムを企画提案型方式により選定するため、秦野市附属機関の設置等に関する条例等に基づき規則を制定するものでございます。

1ページめくっていただきまして、これが制定する規則となりますが、その前に、本日、机上配付させていただきました議案第12号資料ということで、「図書館システムの更新について」の概要を御説明させていただきたいと思っております。

更新の目的ということですが、図書館では、今年11月末に現行の図書館システムの更新時期を迎えます。まず、そのことから新しい図書館システムを導入するものです。導入に当たりましては、日々進展するICT（情報通信技術）の成果を積極的に取り込みまして、現在の図書館システムが有する資産を引き継いだ業務システム、インターネット検索・予約等の機能強化、また、図書館と公民館図書室との図書館サービス網のより一層の充実を図りまして、利用者の利便性の向上及び情報提供の拡大を図ります。

さらに、クラウド型またはデータセンターからサービスを利用する型でのシステム構築を行いまして、情報セキュリティ及び業務継続性の強化、経費の削減、職員の運用負荷のさらなる低減の実現を目指します。

まず、そのために、次期図書館システムの調達については、本市の図書館に最も適したシステムを選定するため、公募型プロポーザルにより、ソフトウェア、ハードウェア、通信回線、データセンター等についての選定を行うものです。

2番目のシステムの選定方法ですが、システム選定に係る審査会におきまして、評価基準に基づき、提案評価、技術評価及び価格評価を行いまして、最も適したシステムを選定するというところでございます。

次に、3番目の更新スケジュールの概要ですけれども、システムの選定につきましては、6月下旬に決定をしたいと考えております。(2)の「秦野市立図書館システム賃貸借及び保守業務」の入札執行を7月中に契約検査課に依頼して行います。これにつきましては、冒頭のプロポーザルで選定したシステムを市が調達するシステムとして指定して、入札にかけます。そして、受注業者を決定、契約を締結するということとなります。

業者が決まりましたら、(3)のシステム更新に係る準備作業を8月から11月までの間で行いまして、その後、(4)新システムへの移行作業ということで、11月20日から12月2日まで、この間13日間休館日として移行作業を行います。

なお、毎年7日間程度休館にして行っています蔵書点検、これをこの期間中に合わせて行うようにするというところで予定をしております。そして、(5)新システムの本稼働は12月3日ということでございます。

システムの利用期間にありますが、令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間となります。

システム更新の概要ということで、以上でございます。

議案のほうに戻っていただきまして、秦野市立図書館システム選定に係る企画提案型事業審査会規則についてでございますが、まず、第1条、趣旨ということで、この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例第2条の規定により設置される秦野市立図書館システムの選定のための企画提案型事業審査会の名称、組織及び運営について必要な事項を定めるものです。

第2条、名称でございますが、秦野市立図書館システム選定に係る企画提案型事業審査会といたします。

第3条、委員でございますけれども、審査会は、6名の委員により組織するという事です。第2項、審査会の委員ですが、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命するという事で、(1)から(4)までとなっております。第3項、審査会委員の任期でございますが、委嘱または任命の日から秦野市立図書館システムを選定した日までとするということでございます。

以下、第4条、会長及び副会長、第5条、会議について、裏の2ページ目に行きまして、第6条、会議の非公開、第7条、議事録の作成、第8条、秘密の保持、第9条、庶務、第10条、補則という規定となっております。

最後に附則でございますが、施行期日は公布の日から施行するという事でございます。第2項で、この規則は、秦野市立図書館システムを選定した日限り、その効力を失うということにしてございます。

規則制定につきまして、説明は以上でございます。

説明が終わりました。

御質問等がありましたらお願いしたいと思っております。

いずれにしても、現行のシステムの事業者が、既にこの事業から撤退するという事での意思表示があつて、同じ業者での契約は現時点でもうできないということがわかっていて、そうしますと、システムの中のデータを新しい業者が決まればそちらに移行していく、そういうやり方になるということですね。どんどん新しくなっていますから、システムも新しいものになっていくのだと思いますけれども。

どうでしょうか、何かありましたら。よろしいでしょうか。

—特になし—

それでは、議案第12号「秦野市立図書館システム選定に係る企画提案型事業審査会規則の制定について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号「秦野市立図書館システム選定に係る企画提案型事業審査会委員の委嘱及び任命について」の説明をお願いいたします。

ただいま議案第12号を可決いただきましたので、次、議案第13号「秦野市立図書館システム選定に係る企画提案型事業審査会委員委嘱及び任命について」ということで、次の者を委員に委

内田教育長

内田教育長

内田教育長

図書館長

嘱及び任命するというごさいます。

1の委員でございすけれども、学校教育の関係者としまして、秦野市立小学校長会会長、東小学校の校長先生であります渡辺稔氏、社会教育及び家庭教育の向上に資する活動を行う者ということで、秦野市図書館協議会会長、斎藤由佳里氏、次が文化スポーツ部長以下4名の市の職員という形になります。図書館を所管しております文化スポーツ部の部長、図書館長、市の情報システムを統括する情報システム課長、そして、公民館を所管する生涯学習課長、以上4名が市の職員、合計6名の委員となります。任期は、施行日から図書館システムの選定日までとします。

提案理由ですけれども、秦野市立図書館システム選定に係る企画提案型事業審査会規則第3条第2項及び第3項の規定によりまして、委員の委嘱及び任命するため、提案するものでございす。

以上でございす。

内田教育長

説明が終わりました。

御質問等あったらお願いしたいと思ひます。

先ほどの議案第12号の選定をするための委員の委嘱と任命という形になります。

よろしいでしょうか。

—特になし—

内田教育長

それでは、議案第13号「秦野市立図書館システム選定に係る企画提案型事業審査会委員の委嘱及び任命について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、協議事項に入ります。

(1)の「令和元年度教育委員会教育行政点検・評価について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、令和元年度教育委員会教育行政点検・評価について御説明させていただきます。右上に協議事項(1)と書いた資料を御用意ください。

1枚おめくりいただきまして、目次の欄を御覧ください、例年どおり4章仕立ての構成になっておりますが、本日御協議いただく部分は、「第2章 教育委員会の活動状況」、こちらの部分になっております。

資料4ページをお開きください。第2章、教育委員会の活動状況ということで、教育委員会会議の活動状況をまずまとめてございす。

まず、(1)教育委員会会議の開催状況といたしまして、平成30年度の開催日、会議の内容、付議の事件数などをまとめております。5ページの最後の集計欄を御覧ください。定例教育委員会会議を12回、臨時の教育委員会を3回、合計15回会議を開催したということになっております。そして、付議事件数につきましては、教育長報告は134件、議案が27件、協議事項27件、その他24件ということになっております。

続きまして、(2)教育委員会会議の審議等の状況ですけれども、今申し上げましたそれぞれの件数の内訳ということで、まず134件の教育委員長報告について具体的な案件などが記載されております。続きまして9ページに、イ、議案として27件の案件、そして、10ページに、協議事項としまして27件の内容、そして、11ページで、その他として24件の内容がまとめてございます。

そして、12ページです。教育委員会会議以外の活動状況ということで、平成30年度におきましては、総合教育会議、学習会、学校訪問、教育施設等についての視察、法令等の研修会、各種事業等の活動など56回、延べ117人ということで参加及び出席をいただきました。その詳細は一覧の表としてまとめてございます。こちらが16ページまで続いています。

そして、17ページ、3、教育委員会の活動状況についての点検・評価というところでございます。教育委員会の役割、そして、教育委員会会議の活性化について、次ページに行きまして、教育委員会会議の透明性について、教育に関する情報収集について、こちらの4項目について、また今後実施いたします学習会等において点検・評価を行っていただき、こちらの評価・意見欄を作成していくという流れになります。

本日御協議いただくのは、4ページから16ページまでの内容となります。

そして、参考といたしまして、最後ですけれども、今後のスケジュールということで載せておりまして、7月19日に教育委員の評価ということで学習会を予定しておりまして、8月16日、議案として教育委員会会議へ提出していくという予定になっております。

続いて、22ページを御覧ください。こちらは現段階では案なのですけれども、今後、主要施策を評価いただく担当ということで、現時点の案ということで担当委員の割り振りをさせていただいております。こちらにつきましては、改めて検討して確定して

内田教育長

まいりたいと思いますので、本日時点の案ということで御覧いただければと思います。

説明は以上となります。

説明が終わりました。

御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

7月19日は、定例教育委員会会議のときにといいです。7月19日に定例教育委員会会議が入っていると思いますが、この点検・評価の関係は教育委員会会議が終った後です。

役割分担については、現時点ではこういう形で進めていきたいということですから、最終的には、精査をしたうえで改めてお知らせするということになると思います。

日程のほうはよろしいですか。19日は日程に入れていただいておりますけれども。

では、こういう予定で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、6の「その他」でいいですね。

まず、(1)の要請書についての説明をお願いいたします。

教育総務課長

その他(1)と書かれています資料を御覧ください。こちらは、かながわ市民オンブズマンから提出されました「開かれた教育委員会会議を求める要請書」ということでございます。

要請趣旨のところでございますが、最後から2番目の段落になります、このかながわ市民オンブズマンにおかれましては、「神奈川県内の教育委員会における教育委員会会議の会議公開や傍聴制度の運用について、2001年から数回にわたりアンケート調査を行ってきました。」というところがございます。その結果、以下の課題が見つかりましたということで、要請項目が寄せられたということでございます。

こちらの要請項目9項目出ているのですが、この内容につきましては、秦野市に対してこの項目をとということではなく、神奈川県内の教育委員会に対して広くという意味での要請項目となっております。

教育委員会制度の運用に関しては、市民への情報公開・会議公開を徹底し、教育行政の透明性を確保できるようにするため、教育委員会会議及び会議録の広報について、以下の9項目について実現することという内容となっております。①から⑨まで列挙されておりますが、①から⑧までについては、秦野市については既に対応済みという状況でございます。

説明は、簡単ですが、以上となります。

内田教育長

例年、この時期にこういう形で要請書を出してこられるこのオンブズマンですけれども、秦野市はどちらかというと、例えば会議録にしても、要点筆記ではなくて全文で出していますから、そういう意味では、ここに記載されているのは神奈川県下全体に対してお知らせをしているということですから、多分まだこうなっていないようなところもあるのかもしれませんが。

いずれにしても、要請は要請として受けとめていくという形にしたいと思います。

続いて、令和元年度放課後学習支援業務委託について、説明をお願いします。

教育指導課長兼
教育研究所長

お手元の資料その他の(2)を御覧ください。その他の(2)令和元年度放課後学習支援業務委託について、御説明いたします。

これまでの教育委員会会議でも御説明させていただきましたが、市内全ての小学校5年生のうち、希望者を対象に基礎学力の向上、それぞれの習熟度に応じた学力の向上を目指し、特に学習習慣の定着を図るために、民間のノウハウを生かして実施してまいりたいと思っております。9月1日には、事業を開始させたいと考えておりますので、委託期間を7月1日からを目指していき、来週月曜日には、市のホームページの方に仕様書と選定要領を掲載し、公募を実施していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

内田教育長

説明が終わりました。御質問等があったら、お願いしたいと思います。

学習支援事業の事業者の募集ということですね。議会の予算化の段階でも、話題にはなりましたがけれども、寺子屋という趣旨ですか。

教育部長

とても似ている事業ですが、これは寺子屋ではなくて、放課後学習支援ということで、家庭学習の習慣を民間のノウハウを活用した形で作るというものです。寺子屋の方は、それぞれの地区で教員OBなどの退職されたボランティアの方々が中心として、希望する子どもたちに宿題ですとか、勉強を教えるという仕組みでございます。ですから、こちらが市の委託事業として実施をし、寺子屋に関しましては、現在、北地区を中心に準備を進めておりますが、退職された先生方、または地域の方々が、子どもたちに声を掛けて、学習支援をしていこうという、そういう仕組みでございます。以上です。

内田教育長

どうでしょうか。よろしいですか。

文化スポーツ部長

では、続いてチャレンジデーの説明をお願いします。文化スポーツ部長。

スポーツ推進課が所管していますので、私から御説明します。このチャレンジデー、今回3回目の参戦という形ですけれども、住民総参加型のスポーツイベントという形で、毎年5月の最終水曜日を全国で制定して実施しております。今年は5月29日に開催です。内容といたしましては御承知の通り、15分以上運動やスポーツを行った市民の参加率を競い合うものですが、基本的には市内にいる全ての人、観光客も含めて、市民ではなくてもそこにいる人が運動、スポーツをやればオッケーだということです。学校、自宅、職場等、どこでも誰でも参加ができるのが特徴で、今年は県内では、秦野を含めて全部で10自治体が参加をします。今回はカテゴリーの変更というのがございまして、人口16万以上が1つのカテゴリーになりまして、秦野の相手は、人口が約2倍、31万人都市の秋田県秋田市と対戦するとなっております。秋田市は、昨年、山形県鶴岡市と対戦して58.7%という高い参加率で勝利していますので、毎年参加率を非常に上昇させているという情報もありますので、非常に強豪であるかなと思っています。

今日、皆さんにお配りした資料のA3の蛇腹折りの中には、事前に募集をした現段階の特別イベントの一覧がございまして、この中で、今、42のイベントを記載しておりますけれども、あえて記載を遠慮する団体もあるので、実際は50以上の特別イベントが予定されています。その中で、北、大根、西、上の各幼稚園、こども園は全園が、この特別イベントにエントリーしていただいています。

御承知の通り、ラグビーワールドカップが今年、そして来年はいよいよ東京オリンピック、パラリンピックの開催を控えておりますが、また再来年には60歳以上の国体と称される、ねんりんピックが神奈川県で初めて開催されます。非常に大きな大会だというふうに聞いておりますが、特に黒岩知事が未病改善として非常に力を入れている中で、秦野市では、ここで軟式野球と弓道の開催会場に決定しています。そういう意味では益々、秦野市民もスポーツや健康への注目が高まりつつあると思っています。こうした中、健康づくりやスポーツの習慣付けのきっかけという部分で、チャレンジデーに参戦しておりますが、本当に多くの参加を得られるように、教育委員の皆さんを始め、ここにいる所管の各部長、課長さんにも協力をいただいて、学校等も運動というのは

内田教育長

必ず、この日はやっていると思いますので、是非協力をいただきたく、御紹介しました。よろしくお願いします。

説明が終わりました。

幼稚園は大根と西と上だけだから他のところにも声掛けてください。例えば、上幼稚園なんて全員で体操した後、マットを土俵に見立てて園児が相撲を取るなんて、非常に簡単な形で参加しているから、どこでも参加できると思います。

文化スポーツ部長

たまたま特別イベントという形で事前にやっていると思うのですが、今、教育長がおっしゃられたように、ここに載ってない園の方も、この事業については承知していますので、また御報告があると思います。

教育部長

小中学校の方も、いろいろ動いています。実は参加率は、小中学校は非常に高いということで、教育指導課長とも連携して、各校の年間行事予定表の中に既に入れてあります。各学校の年間行事の中でチャレンジデーを入れさせていただいて、市の方に協力するという体制を取っております。以上です。

内田教育長

ということで、みんなで協力をして、頑張っていこうと。よろしくお願いしますと思います。

それでは、その他の案件はいいですか。

では、会議を非公開とする前に、次回の日程調整をお願いしたいと思います。

事務局

次回の開催日程ですが、定例教育委員会会議を6月28日金曜日、午後1時30分から予定をしております。会場は、こちらの教育庁舎3階大会議室となります。よろしいでしょうか。

内田教育長

次回、6月28日金曜日ということですか。よろしいですか。

—はい—

内田教育長

それでは、ただいまから会議を非公開といたしますので、関係以外の退席を求めます。よろしくお願いいたします。